

国家外汇管理局关于支持高新技术和“专精特新”企业开展跨境融资便利化试点的通知

汇发〔2022〕16号

国家外汇管理局天津市分局、上海市分局、江苏省分局、山东省分局、湖北省分局、广东省分局、四川省分局、陕西省分局、北京外汇管理部、重庆外汇管理部、浙江省分局、安徽省分局、湖南省分局、海南省分局、深圳市分局、青岛市分局、宁波市分局：

为贯彻落实国务院稳经济一揽子政策措施和《中国人民银行 国家外汇管理局关于做好疫情防控和经济社会发展金融服务的通知》精神，支持实体经济高质量发展，国家外汇管理局决定在部分区域开展高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化试点。现将有关事项通知如下：

一、进一步拓宽企业跨境融资渠道，允许天津市分局、上海市分局、江苏省分局、山东省分局、湖北省分局、广东省分局、四川省分局、陕西省分局、北京外汇管理部、重庆外汇管理部、浙江省分局、安徽省分局、湖南省分局、海南省分局、深圳市分局、青岛市分局、宁波市分局（以下简称试点分局）开展高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化试点，允许符合条件的相关企业在一定额度内自主借用外债。

二、前期已开展试点的上海市分局、江苏省分局、湖北省分局、广东省分局、北京外汇管理部、重庆外汇管理部、海南省分局、深圳市分局、宁波市分局辖内符合条件的高新技术和“专精特新”企业，可在不超过等值1000万美元额度内自主借用外债。天津市分局、山东省分局、四川省分局、陕西省分局、浙江省分局、安徽省分局、湖南省分局、青岛市分局辖内符合条件的高新技术和“专精特新”企业，可在不超过等值500万美元额度内自主借用外债。

三、试点分局应按照附件《高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化试点业务指引（试行）》的要求组织开展试点，并切实加强事中事后监管和外债风险防范，密切关注试点政策进展情况，定期

国家外貨管理局：ハイテクおよび「专精特新」企業のクロスボーダー融資利便化試行の実施支援に関する通知
匯發〔2022〕16号

国家外貨管理局天津市分局・上海市分局・江蘇省分局・山東省分局・湖北省分局・広東省分局・四川省分局・陝西省分局・北京外貨管理部・重慶外貨管理部・浙江省分局・安徽省分局・湖南省分局・海南省分局・深圳市分局・青島市分局・寧波市分局：

國務院の經濟安定化包括政策措置および《中國人民銀行 國家外貨管理局：感染拡大防止および經濟社会發展のための金融サービスの適切な実施に関する通知》の主旨を徹底・実行し、实体经济のハイクオリティな發展を支援するため、国家外貨管理局は、一部地域においてハイテクおよび「专精特新」企業へのクロスボーダー融資利便化試行を行うことを決定した。ここに関連事項を以下の通り通知する：

一、企業のクロスボーダー融資チャネルをさらに拡張し、天津市分局・上海市分局・江蘇省分局・山東省分局・湖北省分局・広東省分局・四川省分局・陝西省分局・北京外貨管理部・重慶外貨管理部・浙江省分局・安徽省分局・湖南省分局・海南省分局・深圳市分局・青島市分局・寧波市分局（以下、試行分局）がハイテクおよび「专精特新」企業へのクロスボーダー融資利便化試行を行うことを許可し、条件に合致する関連企業が一定の限度額内で自主的に外債を借り入れることを許可する。

二、前段階としてすでに試行を行っている上海市分局・江蘇省分局・湖北省分局・広東省分局・北京外貨管理部・重慶外貨管理部・海南省分局・深圳市分局・寧波市分局の管轄内の条件に合致するハイテクおよび「专精特新」企業は、1,000万米ドル相当を超えない限度額内で自主的に外債を借り入れることができる。天津市分局・山東省分局・四川省分局・陝西省分局・浙江省分局・安徽省分局・湖南省分局・青島市分局の管轄内の条件に合致するハイテクおよび「专精特新」企業は、500万米ドル相当を超えない限度額内で自主的に外債を借り入れることができる。

三、試行分局は、付屬文書《ハイテクおよび「专精特新」企業クロスボーダー融資利便化試行業務ガイド（試行）》の要求に基づき試行を組織して行い、併せて期中事後監督管理および外債リスク

<p>将试点情况上报国家外汇管理局资本项目管理司。</p> <p>四、本通知自发布之日起实施。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化试点业务指引（试行）</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2022年5月30日</p> <p>附件</p> <p style="text-align: center;">高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化 试点业务指引（试行）</p> <p>第一条 在国家外汇管理局确定的试点区域内（以下简称试点地区），符合条件的高新技术企业和“专精特新”企业（以下简称试点企业）可按照本指引参加跨境融资便利化试点业务，在一定额度内自主借用外债（以下简称试点业务）。</p> <p>第二条 本指引所称高新技术企业是指经国家或地方相关部门认证的具有知识产权、技术或工艺先进、市场前景良好、净资产规模较小的创新型；“专精特新”企业是指经国家或地方相关部门认证的具有“专业化、精细化、特色化、新颖化”特征的企业。</p> <p>第三条 试点企业应符合以下条件：</p> <p>（一）注册在试点区域、成立时间一年（含）以上且存在实际经营活动的非金融企业（房地产企业、地方政府融资平台企业除外）。</p> <p>（二）获得国家或地方相关部门认证的高新技术或“专精特新”企业。</p> <p>（三）如为货物贸易外汇收支名录内企业，其货物贸易外汇管理分类结果应为A类。</p> <p>（四）近两年无外汇行政处罚记录（成立不满</p>	<p>防止を適切に強化し、試行政策の進捗状況を緊密に注視し、定期的に試行状況を国家外貨管理局資本项目管理司に報告しなければならない。</p> <p>四、本通知は、公布日より実施する。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>付属文書：ハイテクおよび「专精特新」企業クロスボーダー融資利便化試行業務ガイド（试行）</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2022年5月30日</p> <p>付属文書</p> <p style="text-align: center;">ハイテクおよび「专精特新」企業クロスボーダー 融資利便化試行業務ガイド（试行）</p> <p>第一条 国家外貨管理局が定めた試行地域内（以下、試行地区）において、条件に合致するハイテク企業および「专精特新」企業（以下、試行企業）は、本ガイドに基づきクロスボーダー融資利便化試行業務に参加し、一定の限度額内で自主的に外債を借り入れることができる（以下、試行業務）。</p> <p>第二条 本ガイドでいうハイテク企業とは、国家または地方関連部門が認証する知的財産権を有する・技術または製造工程が先進的である・市場の将来性が良好である・純資産の規模が比較的小さいイノベーション型企業を指す；「专精特新」企業とは、国家または地方関連部門が認証する「専門性・精巧性・特色性・斬新性」の特徴を備えた企業を指す。</p> <p>第三条 試行企業は、以下の条件に合致していないなければならない：</p> <p>（一）試行地域に登録・設立期間が一年（一年を含む）以上、かつ実際の経営活動がある非金融企業（不動産企業・地方政府融資プラットフォーム企業を除く）。</p> <p>（二）国家または地方関連部門の認証を取得したハイテクまたは「专精特新」企業である。</p> <p>（三）貨物貿易外貨受払名簿内の企業の場合、その貨物貿易外貨管理分類の結果はA類でなければならない。</p> <p>（四）直近二年に外貨行政处罚の記録がないこ</p>
--	---

<p>两年的，自成立之日起无外汇行政处罚记录）。</p> <p>试点企业参与试点业务中不再符合上述条件的，则不得再开展试点业务。</p> <p>第四条 试点企业申请参与试点业务，应在办理外债签约登记时向所在地外汇局提交以下材料：</p> <p>（一）申请书（含企业基本情况、自身资产负债情况、拟申请的试点业务额度、外债资金使用计划、近两年无外汇行政处罚记录的情况说明、外债还款资金来源说明等）。</p> <p>（二）营业执照复印件。</p> <p>（三）国家或地方相关部门认证为高新技术或“专精特新”企业的证明材料原件和复印件。</p> <p>（四）借款意向书或借款合同原件及其主要条款复印件。 文本为外文的，应另附主要条款的中文译本。</p> <p>（五）上一年度或最近一期经审计的财务报告原件和复印件。</p> <p>以上材料原件验后返还，复印件加盖企业公章由所在地外汇局留存。</p> <p>第五条 国家外汇管理局依法确定试点企业试点业务额度上限，所在地外汇局在额度上限内按实际需求原则确定试点企业试点业务额度。</p> <p>对于发展前景较好、属于国家重点支持行业和领域的试点企业，实际融资需求确需超出额度上限的，所在地外汇分局、外汇管理部经集体审议可以作出决定。</p> <p>试点企业参与试点业务借用外债，在签约登记后一年内未实际发生提款的，所在地外汇局可将该笔外债签约登记注销。</p> <p>试点企业需再次申请参与试点的，可按照本指引规定重新申请。</p>	<p>と（設立二年未満の場合、設立日以降に外貨行政処罰の記録がないこと）。</p> <p>試行企業は、試行業務への参加中に上述の条件に合致しなくなった場合、試行業務を行ってはならない。</p> <p>第四条 試行企業は、試行業務への参加を申請する場合、外債契約締結登記手続きの際に以下の資料を所在地の外管局に提出しなければならない：</p> <p>（一）申請書（企業の基本状況・自社の資産負債状況・申請予定の試行業務の限度額・外債资金使用計画・直近2年に外貨行政処罰の記録がないことの詳細説明・外債返済資金の原資説明などを含む）。</p> <p>（二）営業許可証写し。</p> <p>（三）国家または地方関連部門がハイテクまたは「专精特新」企業として認証したことの証明書類の原本および写し。</p> <p>（四）借入意向書または借入契約書の原本およびその主要条項の写し。 文書が外国語の場合は別途、主要条項の中国語翻訳を添付しなければならない。</p> <p>（五）前年度または直近一期の監査済みの財務報告の原本および写し。</p> <p>以上の資料の原本は検査後に返却し、写しは企業の公印を押捺のうえ所在地の外管局が保管する。</p> <p>第五条 国家外貨管理局は、法に基づき試行企業の試行業務の限度額上限を確定し、所在地の外管局が限度額上限内で実需原則に基づき試行企業の試行業務の限度額を確定する。</p> <p>発展の見込みが比較的良好で、国家重点支援業種および分野に属する試行企業について、実際の融資ニーズが確かに限度額上限を超過する場合、所在地の外貨局分局・外貨管理部は、集団審議を経て決定することができる。</p> <p>試行企業が試行業務に参加して外債を借り入れ、契約締結登記後一年以内に実際の引き出しが発生していない場合、所在地の外管局は当該外債契約締結登記を抹消することができる。</p> <p>試行企業は、試行参加を再度申請する必要がある場合、本ガイドの規定に基づき改めて申請することができる。</p>
--	--

<p>第六条 参与试点业务的试点企业，不再适用全口径跨境融资宏观审慎及外债“投注差”管理规定。试点企业在参与试点业务前已借用尚未偿还的外债余额，占用试点业务额度。</p> <p>第七条 试点企业参与试点业务借用的外债，原则上应调回境内并在经营范围内使用，遵循以下要求：</p> <p>（一）不得直接或间接用于国家法律法规禁止的支出。</p> <p>（二）不得直接或间接用于证券投资。</p> <p>（三）不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的情形除外。</p> <p>（四）不得直接或间接用于建设、购买非自用房地产或向房地产企业、地方政府融资平台企业提供投融资。</p> <p>适用《国家外汇管理局关于在上海自由贸易试验区临港新片区等部分区域开展跨境贸易投资高水平开放试点的通知》（汇发〔2021〕35号，以下简称35号文件）规定的企业，其外债资金使用范围仍按照35号文件执行。</p> <p>第八条 所在地外汇局应密切跟踪监测试点业务开展情况，依法对试点企业进行监督管理，防范跨境资金流动风险。</p> <p>第九条 国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，对试点地区范围、试点企业范围、试点业务额度上限等依法进行调整。</p> <p>第十条 试点企业未按本指引办理试点业务的，外汇局可根据《中华人民共和国外汇管理条例》进行处罚。</p> <p>第十一条 本指引由国家外汇管理局负责解</p>	<p>第六条 試行業務に参加した試行企業には、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンスおよび外債「投注差」管理の規定を適用しない。試行企業が試行業務に参加する前に借り入れた未返済の外債残高は、試行業務の限度額を占用する。</p> <p>第七条 試行企業が試行業務に参加して借り入れた外債は、原則、国内に還流させ経営範囲内で使用し、以下の要求を遵守しなければならない：</p> <p>（一）直接または間接的に国家の法律・法規が禁止する支出に使用してはならない。</p> <p>（二）直接または間接的に証券投資に使用してはならない。</p> <p>（三）非関連企業への貸付実行に使用してはならない、ただし経営範囲で明確に許可している場合を除く。</p> <p>（四）直接または間接的に非自社用不動産の建設・購入または不動産企業・地方政府融資プラットフォーム企業への投融资提供に使用してはならない。</p> <p>《国家外貨管理局：上海自由貿易試験区臨港新エリアなどの一部地域におけるクロスボーダー貿易投資ハイクオリティ開放試行の実施に関する通知》（匯發[2021]35号、以下、35号文書）の規定を適用する企業の場合、その外債資金の使用範囲は、引き続き35号文書に基づき執行する。</p> <p>第八条 所在地の外管局は、試行業務の実施状況を緊密に追跡・モニタリングし、法に基づき試行企業に対して監督管理を行い、クロスボーダー資金の流動リスクを防止しなければならない。</p> <p>第九条 国家外貨管理局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行業務の実施状況に基づき、試行地区の範囲・試行企業の範囲・試行業務の限度額上限などについて法に基づき調整することができる。</p> <p>第十条 試行企業が本ガイドに基づき試行業務を行わなかった場合、外管局は、《中華人民共和国外貨管理条例》に基づき処罰することができる。</p> <p>第十一条 本ガイドは、国家外貨管理局が解釈</p>
---	--

<p>释。</p> <p>第十二条 本指引自印发之日起实施。本指引未明确事项，依照现行外债管理相关规定执行。</p>	<p>の責を負う。</p> <p>第十二条 本ガイドは、印刷・公布日より実施する。本ガイドで明確にされていない事項は、現行の外債管理関連規定に基づき執行する。</p>
--	---